


元請確認欄

## 労務・安全関係書類協力業者提出リスト


 株式会社 島谷建設

【報告協力会社】

所在地 \_\_\_\_\_

会社名 \_\_\_\_\_

作業所名 \_\_\_\_\_

 協力業者が必ずチェックし  
元請業者に提出すること

⑨

様式	提出書類	提出期限	協力会社 チェック欄	元請会社 チェック欄
1	施工体制台帳	着工前		
2	安全衛生誓約書	着工前		
3	建設業法・雇用改善法等に基づく届出書（変更届） （再下請負通知書様式）	着工前		
4	下請負業者編成表	着工前		
5	中小事業主・一人親方等就労届	着工前		
6	労災上積補償保険加入報告書	着工前		
7	作業員名簿	着工前		
8	年少者及び高齢者就労許可願	その都度		
9	免許証・修了証の写	着工前		
10	作業主任者・作業指揮者報告書	着工前		
11	持込機械等(移動式クレーン・車輛系建設機械等)使用届	その都度		
12	持込機械等(電動工具・電気溶接機)使用届	その都度		
13	工事用車輛届	着工前		
14	危険物・有害物持込使用届	その都度		

上記書類は、株式会社 島谷建設 が統括安全衛生管理に必要な書類の提出要件を定めたものであ

（注）

協力会社は、チェック欄に該当する箇所へ✓印を記入すること。

元請会社は、本書類を協力業者より提出後チェック欄にて確認の上、元請確認欄に捺印する。

（本書類はMicrosoft Excel2000にて作成しています。書式の欲しい方は各現場代理人へ届出て下さい）Ver.16・1

## 施工体制台帳作成建設工事の通知

当工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7に基づく施工体制台帳の作成を要する建設工事です。

この建設工事に従事する下請負業者の方は、一次、二次等の層次を問わず、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含みます）に請け負わせたときは、速やかに次の手続きを実施してください。

なお、一度提出していただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して再提出しなければなりません。

### 再下請負通知書の提出

建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施工規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書により、自社の建設業登録や主任技術者等の専任状況及び再下請負契約がある場合はその状況を、直近上位の注文者を通じて元請負業者に報告されるようお願いいたします。

一次下請負業者の方は、後次の下請負業者から提出される再下請負通知書を取りまとめ、下請負業者編成表とともに提出してください。

### 再下請負業者に対する通知

他に下請負を行わせる場合は、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、『再下請負通知書』を提出するとともに、関係する後次の下請負業者に対してこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。


なお、当工事の概要は次の通りですが、不明な点は下記の担当者に照会してください。

工事名	工事		
発注者名			
監督員名		権限 意見申出方法	工事下請基本契約書第19条 のとおり文書による
住所	徳島市		
提出先及び 担当者名			

（注）下請負契約の総額が3,000万円（建築一式工事の場合は、4,500万円）以上となり、施工体制台帳の作成を要する工事は、すべての一次下請負人に対して書面より通知するとともに、この書面を工事現場の見やすい場所に掲示する。

元請業者が記入

## 施工体制台帳

 株式会社 島谷建設

作業所名 \_\_\_\_\_

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	土木一式 建築一式 工事業	大臣 特定 - 14 第 1351 号	平成 年 月 日

工事名称			
工事内容			
発注者名			
住所			
工期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	契約日	平成 年 月 日

契約 営業所	区分	名称	住所
	元請契約	株式会社 島谷建設	徳島県徳島市富田橋 7 丁目 1 7
	下請契約		

発注者の 監督員名		権限及び 意見申出方法	
--------------	--	----------------	--

監督員名		権限及び 意見申出方法	
現場 代理人名		権限及び 意見申出方法	
監理 技術者名	専任 非専任	資格内容	
専門 技術者名		専門 技術者名	
資格内容		資格内容	
担当 工事内容		担当 工事内容	

**( 記入要領 )**

- この様式は元請が作成し、一次下請業者を通じて報告される再下請負通知書(様式 3)を添付することにより、一次下請業者別の施工体制台帳として利用する。
- 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
- 監理技術者の配属状況について「専任・非専任」のいずれかに 印を付けること。
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。  
( 監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。 )
- 監理技術者及び専門技術者について次のものを添付すること。  
資格を証するもの写 自社従業員である証明書類の写( 従業員証、健康保険証など )

**《 下請負人に関する事項 》**

会社名		代表者名	
住所			
電話番号	TEL		
工事名称			
工事内容			
工期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	契約日	平成 年 月 日


建設業の許可	施工に必要な許可業務	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日

現場 代理人名		安全衛生 責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生 推進者名	
主任 技術者名	専任 非専任	雇用管理 責任者名	
資格内容		専門 技術者名	
		資格内容	
		担当 工事内容	

**[ 主任技術者、専門技術者の記入要領 ]**

- 主任技術者の配属状況について[専任・非専任]のいずれかに 印を付すこと。
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。( 一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。 )  
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 主任技術者の資格内容( 該当するものを選んで記入する )  
経験年数による場合  
1 ) 大学卒 [ 指定学科 ] 3 年以上の実務経験  
2 ) 高校卒 [ 指定学科 ] 5 年以上の実務経験  
3 ) その他 1 0 年以上の実務経験  
資格等による場合  
1 ) 建設業法「技術検定」 2 ) 建築士法「建築士試験」 3 ) 技術士法「技術士試験」  
4 ) 電気工事士法「電気工事士試験」 5 ) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」  
6 ) 消防法「消防設備士試験」 7 ) 職業能力開発促進法「技能検定」

## 安全衛生誓約書

 株式会社 島谷建設

作業所名 \_\_\_\_\_

所 長 \_\_\_\_\_ 殿  
(統括安全衛生責任者)

所在地 \_\_\_\_\_

会社名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

電話番号 \_\_\_\_\_

現場代理人 \_\_\_\_\_ (印)

様式 1の現場代理人(下請負人)を記入すること。

今回貴社より発注されました \_\_\_\_\_ 工事の施工にあたり、「工事下請負基本誓約書」並びに労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法、その他の労働条件、及び災害防止に関する諸法令に定められた責務を履行すると共に、貴工事事務所の定める別紙「協力業者の安全衛生管理基準」を厳守して事故防止につとめ、安全衛生管理について作業員全員に徹底いたします。

# 協力業者の安全衛生管理基準

## [ ] 安全衛生管理

### 1. 自主的安全衛生管理

協力業者としての責任を自覚し、独自の管理体制を確立して自主的安全衛生管理を実施する。

### 2. 統括管理への協力

工事事務所が行う統括安全衛生管理のうち、下記の業務について積極的に協力する。

- (1) 安全衛生責任者・職長の常駐
- (2) 各種責任者の専任
- (3) 現場安全衛生協議会への参加
- (4) 作業管の連絡調整
- (5) 作業場所の巡視
- (6) 協力業者が行う労働者の安全衛生教育
- (7) 新規入場者教育の実施
- (8) 雇入れ時、定期健康診断及び特殊健康診断の実施
- (9) 統一された合図、集積場所、警報等の厳守
- (10) 現場で行う各種点検業務
- (11) 安全朝礼への参加
- (12) 定期打合せへの参加
- (13) 作業終了前の15分間清掃
- (14) 是正指示書及び是正報告書制度
- (15) 職長会への参加
- (16) セフティ・マスター制度の実施
- (17) その他取り決め事項の厳守

### 3. 提出書類

#### (1) 関係官庁へ提出する書類

- イ. 適用事業報告書
- ロ. 就業規則届(就業人員10人以上の場合)
- ハ. 時間外労働、休日労働に関する協定書
- ニ. 監視、継続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書  
(炊事人、守衛等を雇用している場合)
- ホ. 寄宿舍設置届及び寄宿舍規則届
- ヘ. 統括安全衛生管理者選任報告書(就労人員100人以上の場合)
- ト. 安全管理者選任報告書(就労人員50人以上の場合)
- チ. 衛生管理者、産業医選任報告書(就労人員50人以上の場合)
- リ. 定期健康診断結果報告書
- 又. 労働者の募集に関する届出書

#### (2) 工事事務所へ提出する書類

- イ. 施工体制台帳
- ロ. 安全衛生誓約書
- ハ. 建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(変更届)(再下請負通知書様式)
- ニ. 下請負業者編成表
- ホ. 中小事業主・一人親方等就労届
- ヘ. 労災上積補償保険加入報告書
- ト. 作業員名簿
- チ. 年少者及び高齢者就労許可願
- リ. 免許証・修了証の写
- 又. 作業主任者・作業指揮者報告書
- ル. 持込機械等(移動式クレーン・車輛系建設機械等)使用届
- ヲ. 持込機械等(電動工具・電気溶接機)使用届
- ワ. 工事用車輛届

- カ.危険物・有害物持込使用届
  - コ.その他工事事務所で要求されるもの
- 尚、以上の内容について変更を生じた場合には、遅滞なく変更届を提出する。

#### 4. 下請負人、再下請負人の使用

工事の施工上やむなく下請負人或は再下請負人を使用する場合は、建設業法に定める許可業者をあて、工事の施工、労働安全衛生管理については充分監督指導を行い、万全を期すと共に別紙建設業法、雇用改善法に基づく届出書（再下請負通知書）を提出する。

#### 5. 各種責任者の選任（不適格者の就業禁止）

工事事務所における安全衛生管理の責任体制を明確にするため、各種責任者を選任し、その都度別紙様式により工事事務所長に報告すると共に、選任者の職務を遂行させる。

- (1) 職長の選任
- (2) 安全衛生責任者（職長、世話役等）の選任
- (3) 安全衛生推進者（就労人員10人以上50人未満の場合）の選任
- (4) 免許所有者の選任

次の作業について必ず免許証（資格）を確認し、無免許者は絶対に就業させない。

- イ. クレーン運転者（吊上げ荷重5トン以上）
- ロ. 移動式クレーン運転者（吊上げ荷重5トン以上）
- ハ. デリック運転者（吊上げ荷重5トン以上）
- ニ. ガス溶接作業主任者
- ホ. 火薬類取扱保安責任者
- ヘ. 発破技士
- ト. 導火線並びに電気発破作業指揮者
- チ. 高圧室内作業主任者
- リ. 衛生管理者（就労人員50人以上の場合）
- ヌ. 電気主任技術者（自家用電気工作物、契約50KW以上の場合）
- ル. 電気工事士
- ヲ. ボイラー取扱い作業主任者
- ワ. 第一種圧力容器取扱い作業主任者
- カ. ボイラー溶接士及び整備士
- コ. 潜水土
- ク. 危険物取扱い者
- ケ. 作業環境測定士
- コ. エックス線作業主任者
- セ. ガンマ線透過写真撮影作業主任者

#### (5) 作業主任者の選任（免許所有者・技能講習修了者）

次の作業については有資格者の中から作業主任者、作業者を選任して、法に定める業務をさせる。

- イ. 掘削高さ2m以上の地山の掘削、採石のための掘削作業
- ロ. 土止め支保工の切梁又は腹起しの取付又は取外し作業
- ハ. 型枠支保工の組立又は解体の作業
- ニ. 吊足場、張出し足場又は高さ5m以上の足場の組立、解体又は変更の作業
- ホ. 高さ5m以上の建築物等の鉄骨の組立、解体又は変更の作業
- ヘ. 高さ5m以上又は支間30m以上の鋼橋の架設、解体又は変更の作業
- ト. 高さ5m以上又は支間30m以上のコンクリート橋の架設又は変更の作業
- チ. 床上操作式クレーンの運転（吊上げ荷重5トン以上）
- リ. 小型移動式クレーンの運転（吊上げ荷重1トン以上5トン未満）
- ヌ. 玉掛けの作業（吊上げ荷重1トン以上）
- ル. 車輻系建設機械運転者（整地・運搬・積込み・掘削用、機体重量3トン以上）
- ヲ. 車輻系建設機械運転者（基礎工事用、機体重量3トン以上）
- ワ. 車輻系建設機械運転者（解体用プレーカ、機体重量3トン以上）
- カ. フォークリフトの運転（最大重量1トン以上）
- コ. ショベルローダー、フォークローダーの運転（最大荷重1トン以上）
- ク. 不整地運搬車の運転（最大積載荷重1トン以上）
- ケ. 高所作業車の運転（作業床の高さ10m以上）

- ソ.ガス溶接作業
- ツ.酸素欠乏危険作業（1種）
- ネ.酸素欠乏及び硫化水素中毒危険作業（2種）
- ナ.高圧室内作業
- ラ.コンクリート破砕器作業
- ム.木材加工用機械を扱う作業
- ウ.ボイラー据付工事の作業
- ノ.ボイラー（小型ボイラーを除く）の取扱い作業
- オ.第一種圧力容器の取扱い作業
- ク.高さ2m以上のはい作業
- ヤ.有機溶剤作業
- マ.特定化学物資を取扱う作業
- ケ.ずい道等の掘削等作業
- フ.ずい道等の覆工作業
- コ.高さ5m以上の木造建築物の組立等作業
- エ.高さ5m以上のコンクリート造の工作物の解体等作業
- テ.ずい道等の救護技術管理者
- ア.放射線作業に係る作業
- サ.ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真撮影の作業
- キ.鉛ライニング作業

（6）特別教育修了者を必要とする業務

次の作業については、特別教育修了者を就業させる。

- イ.クレーン運転者（吊上げ荷重5トン未満）
- ロ.小型移動式クレーンの運転者（吊上げ荷重5トン未満）
- ハ.デリック運転者（吊上げ荷重5トン未満）
- ニ.建設用リフトの運転者
- ホ.車輻系建設機械運転者（整地・運搬・積込み・掘削用、機体重量3トン未満）
- ヘ.車輻系建設機械運転者（基礎工事用、機体重量3トン未満）
- ト.車輻系建設機械運転者（解体用ブレーカ、機体重量3トン未満）
- チ.基礎工事用建設機械（自走できないもの）の運転
- リ.車輻系建設機械（基礎工事用）の作業装置の操作
- ヌ.ローラー系締固め機械の運転
- ル.コンクリートポンプ車の作業装置の操作
- ヲ.ボーリングマシンの運転
- ワ.フォークリフトの運転（最大荷重1トン未満）
- カ.ショベルローダー、フォークローダーの運転（最大荷重1トン未満）
- ヨ.不整地運搬車の運転（最大積載量1トン未満）
- タ.高所作業者の運転（作業床の高さ10m未満）
- レ.動力巻上機の運転
- ソ.軌条動力車の運転
- ツ.玉掛けの作業（吊上げ荷重1トン未満）
- ネ.アーク溶接作業
- ナ.ゴンドラの操作
- ラ.電気取扱い作業（電路の点検、修理、敷設の作業）
- ム.送気用コンプレッサの運転
- ウ.高圧作業室への送気の調節作業
- ノ.気閘室への送排気の調節作業
- オ.再圧室の操作作業
- ク.潜水作業室への送気の調節作業
- ヤ.酸素欠乏危険作業
- マ.研削といし取替え、試運転の作業
- ケ.タイヤ空気充てん作業
- フ.特定粉塵作業
- コ.高圧室内作業
- エ.ずい道等の掘削・覆工等作業
- テ.小型ボイラーの取扱い作業

- ア. 伐木作業
- サ. 産業用ロボットの教示に係る機械の操作
- キ. 産業用ロボットの検査に係る機械の操作

(7) 作業指揮者の選任

次の作業については作業主任者を選任し、その者の指揮により法に定める業務をさせる。

- イ. 建築物、橋梁、足場等の組立、解体又は変更の作業  
(但し、主任技術者を選任するものは除く)
- ロ. 導火線並びに電気発破作業
- ハ. クレーンの組立又は解体の作業
- ニ. デリックの組立又は解体の作業
- ホ. エレベーターの組立又は解体の作業
- ヘ. 建設用リフトの組立、解体、変更又は移動の作業
- ト. くい打抜機の組立、解体、変更又は移動の作業
- チ. 車輻系荷役運搬機械等作業
- リ. 車輻系建設、荷役運搬機械の修理又はアタッチメントの装着及び取外し作業
- ヌ. コンクリートポンプ車の輸送管等の組立又は解体の作業
- ル. 1ヶ100kg以上の貨物の積卸し作業
- ヲ. ガス導管防護の作業
- ワ. 停電作業又は活線近接作業
- カ. 危険物取扱い作業
- ヨ. 鉄道等営業線近接工事の場合は、有資格者の工事指揮者、事故防止責任者の選任
- タ. ずい道等の内部で行うガス溶接作業
- レ. し尿、腐泥等を入れた設備の改造等の作業
- ソ. 高所作業車を用いて行う作業

(8) 監視人等の選任

次の作業については、工事事務所長の指示に従い、監視人、誘導者等適任者を指名の上に配置し、危険防止に努める。

- イ. 建設機械、荷役運搬機械の転落、転倒並びに接触の危険のある場合
- ロ. 坑内における動力車による後押し運転の場合
- ハ. 明り掘削の場合建設機械等が作業個所に後進して接近する又は転落の恐れがあるとき、  
或はトンネル建設、採石作業における前記作業を行う場合
- ニ. 3m以上の高所から物体を投下する場合
- ホ. 軌道上又は軌道近接の作業の場合
- ヘ. 通路と交叉する軌道で車輻を使用する場合
- ト. 酸素欠乏危険個所における作業
- チ. 特別高圧活線に近接しての作業又は停電作業を行う場合
- リ. 工作物の建設等作業、架空電線近接作業
- ヌ. 採石作業における運搬機械等の運行経路の補修、保持の作業
- ル. 上記運行経路上での岩石の小割又は加工の作業
- ヲ. ずい道等の内部の火気又はアークを使用する場合(防火担当者)

(9) 自動車安全運転管理者及び整備管理者

自動車の運行等については勿論運転免許所持者をあて、総括的な管理には法による安全運転管理者及び整備管理者を指名選任する。

6. 持込機械、建設物(建物、設備、材料)等について

- (1) 持込機械類については、別紙持込機械等使用提出届を提出し、承諾を受けて使用する。
- (2) 特に移動式クレーン、車輻系建設機械等については、転倒防止等作業方法について事前の検討を行い、作業責任者の選任等安全確保上必要な措置を講ずると共に別に定める移動式クレーン・重機等打合書を活用する。
- (3) 持込み建設物等については、安全に整備したものを配置すると共に責任者を定め常に点検し、安全性と環境衛生の維持に努める。  
尚、監督官庁の検査、点検保守、記録保存等必要な業務については、責任をもって実施する。

## 7. 高年齢者及び疾病者の使用制限

高血圧、低血圧、心臓疾患、肝臓障害等の健康異常者、視力、聴力、運動神経機能等に障害のある者、及び高年齢者については、適正配置に留意し、特に墜落の危険が考えられる高所作業等には配置しない。

## 8. 女子及び年少者の使用制限

作業員のうち女子・妊産婦及び18歳未満の年少者については、法令に就業制限のある業務には就業させない。

## 9. 安全衛生教育

雇い入れた作業員に対する教育は、工事事務所に依存することなく責任をもって実施する。

- (1) 新規採用時
- (2) 作業内容を変更した場合
- (3) 新規入場者教育
- (4) 特別教育
- (5) 職長教育

## 10. 作業員の遵守事項

次の事項については「作業員の遵守事項」として、安全衛生ミーティング等において作業員に充分徹底させ、不安全行動のないようにする。

### (1) 安全設備等の機能の確保

- イ. 安全設備等については、毎日作業開始前の点検を必ず実施すると共に、指示を受けずにこれを取外したり、その機能を失わせるような措置はしない。
- ロ. 安全設備等がその機能を失っていることを発見した場合、直ちに工事事務所長に連絡すると共に使用禁止又は危険表示する。

### (2) 安全保護具の完全着装

- イ. 現場では保護帽は常に着装させる。
- ロ. 墜落の危険が予測される高所作業等には、必ず安全帯を着装させる。
- ハ. 感電の危険のある作業をする場合には、必ず絶縁保護具を使用させる。
- ニ. 強烈な光を発生する作業では、必ず防護眼鏡を使用させる。
- ホ. 粉塵の多発する場所での作業には、必ず防塵マスクを使用させる。
- ヘ. 高音の発生する作業には、必ず耳栓を使用させる。
- ト. その他有害な作業をする場合には、必ずそれに応じた指定の保護具を使用する。

### (3) 火災・爆発の防止

- イ. 焚火、溶接等火気を使用する場合は、工事事務所の定める「火気使用許可制度」を確実に励行する。
- ロ. 爆発性、可燃性のもののある場所では、発火元となるものの持込みを禁止すると共に、火気は絶対に使用しない。
- ハ. 作業場内では指示の場所以外では喫煙、採暖しない。
- ニ. 火気を使用した場合、必ず責任をもって跡始末する。

### (4) 信号、合図等の徹底と厳守

工事事務所において定められた信号、合図等の方法は作業員に徹底し、必ずこれに従わせる。

### (5) 機械車輛等の行動範囲内への立入禁止

建設機械等の作業行動範囲、巻上用ワイヤーロープの内角側、ブームの下方、車輛等の後方運転台からの死角、その他狭隘の場所での機械車輛等に接触する危険の考えられる場所には、作業員を絶対に立入らせない。

### (6) 搬器等への搭乗禁止

建設用リフト等の搬器、鋼トロ口車等に作業員は絶対に搭乗させない。

- (7) 物体等の投下或は荷揚げ、荷卸しの際の危害防止
  - イ. 3m以上の高所からの物体の投下は、投下用の設備によるか、専任の監視人をつけた場合以外は絶対に行わない。
  - ロ. 材料、物品等の荷揚げ、荷卸しには、玉掛け作業以外では吊網か吊袋を必ず使用する。
- 八. 吊荷の下方、リフト等の搬器の下部等物体の落下のおそれがある場所には絶対に作業員を立入らせない。
- (8) 運転者の義務
  - イ. クレーン等の運転者は荷物を吊ったままの状態でも運転位置を離れてはならない。
  - ロ. 車輛を離れる際は、エンジンの停止、ブレーキの引き締め、運転室等の施錠、車輪の歯止め等の必要な安全措置を講じ、エンジンキーは確実に保持する。
- 八. 機械の点検保守の要項を熟知し、作業開始前、作業中、作業終了後の点検整備を確実に実施し、記録を保管する。

#### 1 1 . 作業員の遵守事項

作業員の安全と環境を保持するため、次の事項を守り5S（整理、整頓、清潔、清掃、しつけ）運動を徹底する。

- (1) 毎日の作業終了時、自己の作業場で発生した材料、屑等は責任をもって片付ける。
- (2) 材料の積卸しについては、指定の場所に危険のないよう集積し、通路など工事施工の障碍とならないようにする。

### [ ] 労務管理

工事事務所における安全衛生管理面の確立について重大な影響を持つ労務管理には、次の諸点に留意して実施する。

#### 1 . 備付け書類

書類は常に整備し、要請に応じ何時でも提出できるようにしておく。

- (1) 雇用通知書（又は労働契約書）
- (2) 労働者名簿
- (3) 賃金台帳
- (4) 年令証明書
- (5) 出勤簿
- (6) 健康診断個人票（雇入れ時、定期又は特殊健康診断）

#### 2 . 賃金支払い

賃金の支払いには賃金五原則を守り、労働者の賃金を正しく計算し、賃金の不支払い等のトラブルは絶対に起こさない。

万一、下請負者・再下請負者において起きた賃金不払い等の問題については、全責任をもって解決する。

#### 3 . 社会保険

作業員の福利厚生を向上させるため、雇用保険、健康保険及び厚生年金の適用対象者はすべてこれらの保険に加入させる。

#### 4 . 労災保険

労災事故の発生した場合には遅滞なく次の手続を行い、被災作業員の補償に支障のないようにする。

- (1) 労働者死傷病報告
- (2) 療養補償給付たる療養給付請求書
- (3) 休業補償給付請求書

## 5．健康管理

常時使用する作業員について雇入時、定期及び特殊健康診断を実施し、常に作業員の健康状態を具体的に把握して適正な作業配置に留意する。

尚、健康診断結果表は法定通り保存する。

## 6．建設業退職金共済制度

貴社より建設業退職金共済証紙の交付を受けたときは、交付対象作業員の有する手帳に確実に貼付する。

## 7．職業安定法

作業員の募集については正常の手續により行い、募集違反及び労働者供給事業等、職業安定法違反のないよう関係者への周知徹底を図る。

作業員の募集にあたっては暴力組織等、労働者供給の疑いのあるものは絶対に利用しない。

## 8．建設労働者の雇用改善等に関する法律

雇用管理責任者を選任し、次の事項を管理させる。

- (1) 建設労働者の募集・雇入れ及び配置に関すること。
- (2) 労働者の技能の向上に関すること。
- (3) 職業生活上の環境の整備に関すること。
- (4) 尚、建設労働者を労働省令で定める区域で募集する場合、公共職業安定所に届け出て、労働者募集従事者証を交付された者に従事させること。

## [ ] 宿舍管理

### 1．報告書類

寄宿舍規則（寄宿舍の同意書添付）を届け出ると共に、食堂等にこれを掲げ、入居者に周知徹底し、これを遵守させる。

### 2．宿舍の管理

- (1) 事業主等の明示
  - イ. 事業主指名
  - ロ. 寄宿舍管理者氏名
  - ハ. 寝室の定員及び入居者氏名
  - ニ. 火元責任者の氏名
  - ホ. 防火管理者氏名（入居者が50人以上の場合、資格者の者）
- (2) 秩序の維持
  - 入居者には寄宿舍規則を遵守させることは勿論、寄宿舍での風紀・衛生には特に注意し、近隣に迷惑をかけることのないよう十分に管理する。
- (3) 各種施設の点検整備
  - 寄宿舍管理者に1ヶ月以内ごとに1回、寄宿舍を巡視させ、建物、施設、設備等の維持に留意する。
- (4) 賃貸契約
  - 別途に定める寄宿舍の使用賃貸契約書を遵守する。

### 3．火災の防止

常に防火の意識の昂揚を図り、絶対に火災を起さないよう万全を期する。

#### (1) 諸設備の点検整備

炊事、暖房、灯火、喫煙、浴場等火の元の点検、跡始末を怠らず、又防火用諸施設を常に点検整備し、非常の際に充分その機能が発揮できるよう留意する。

イ. 避難階段、避難設備（避難梯子、避難用タラップ等）並びに非常用の表示

- ロ.常夜灯
- ハ.警報設備（非常ベル、サイレン等）
- ニ.自動火災報知器
- ホ.消火器、防水用水、防火砂等

（2）避難・消化訓練実施

使用開始時及び6ヶ月以内ごとに消火器の使用方法、配置場所、退避方法等について入居者の全員に徹底させ、非常の際に混乱しないよう訓練する。

4.清潔清掃

次の点に留意し、快適な居住環境を維持するよう努める。

- （1）常に宿舎内外の清掃に努め、特に寢室の万年床等非衛生の排除、清潔の維持に留意する。
- （2）食堂、炊事場、浴場、便所等については、常に排水の処理に留意し、伝染病の予防のため常に清潔を保ち、定期的に消毒を行う等の配慮をする。

以上

## 【再下請負通知書・記入例及び記入上の留意事項】

### 【直近上位の注文者名】

下請負契約を締結した直近上位の会社名を記載する。

「例」

一次下請負業者の場合	元請業者名
二次下請負業者の場合	一次下請負業者名
三次下請負業者の場合	二次下請負業者名

### 【所長】

直近上位の契約者の現場代理人名を記載する。但し、現場代理人が配置されていない場合は、記入しない。

### 【元請名称】

元請業者名を記入する。（株式会社 島谷建設）

### 【報告下請負業者名】

再下請負を行なった下請負業者の住所及び電話番号等を記載する。

### 【工事名称及び工事内容】

工事名称については、元請工事名に「に係る」を附して記載し、報告下請負業者が実施する工事内容（工種・数量）を記載する。

### 【工期・契約日】

下請契約に係る工事内容に必要な工事工期を記載する。

元請工事の工事期間であり、かつ、計画工程表に基づく工事期間であることが必要、元請の工事工期と合せている事例が多いのは不自然であり、元請工事の工事工期の始期と終期に分離・施工する必要がある場合は、2段書きにするような工夫が必要である。

### 【建設業の許可】

下請業者が当該工事内容の施工に必要な許可業種及び許可番号並びに許可年月日を全て記載すること。（建設業の許可の写しを添付すること）

なお、下請契約額500万未満で、建設業の許可を有してない者の場合は、斜線で消して表示すること。ただし、建設業を有してない者は再下請契約が出来ません。

### 【監督員名】

下請工事を請け負った会社の当該施工部分を担当する現場責任者の氏名を記載する。

下請負契約書に監督員の条項が明記されていない場合は、必要はありません。

### 【権限及び意見申出方法】

下請業者と再下請業者で締結された下請負契約書における監督員の権限と意見申出方法を記載する。配置されていない場合は、記入の必要はありません。

### 【現場代理人】

下請業者を請け負った会社の当該施工部分を担当する現場代理人の権限と意見申出方法を記載する。

下請負契約書に現場代理人の条項が明記されていない場合は、必要ありません。

### 【権限及び意見申出方法】

下請業者と再下請業者で締結された下請負契約書における現場代理人の権限と意見申出方法を記載する。下請負契約書に現場代理人の条項が明記されていない場合は、必要はありません。

### 【主任技術者名】

主任技術者は、建設業法第26条の規定により、元請・下請を問わず、分担している施工部分に係る必要な資格を有する技術者名及び資格を記載する。（資格者証添付）

特に、「10年以上の実務経験」の場合の資格証明は、雇用している会社の証明が必要で、かつ「実務経験」の履歴書の添付（実務経験証明書）が必要です。

また、下請金額が2,500万を超える場合は「専任」する必要があります。

なお、公共工事の場合の専任は「常駐」ですので、現場に従事している必要があります。

### 【安全衛生責任者名】

安全衛生責任者は下請業者が分担施工している範囲に対する安全管理を担当する者で、労働安全衛生法第16条に定められている。

安全衛生責任者は元請の統括安全衛生責任者との連絡等を行なう業務を担当する必要がある。安全衛生責任者の資格については、特に定められていないため、現場代理人又は主任技術者が兼務しているケースが多い。

また、安全衛生責任者は現場に常時従事する者から選任する必要があります。

### 【安全衛生推進者名】

安全衛生推進者は、労働安全衛生法第12条の2に定められている者で、常時雇用する従業員が10人から49人までの会社又は現場に選任（専任）することを義務づけられていますので、専任されている者の指名を記載してください。

（資格は特に定められていなく、安全衛生責任者と兼務が可能です）

### 【雇用管理責任者名】

雇用管理責任者とは、雇用改善法第5条に定められている者で、建設事業に従事する事業者のみが選任することとされている。

雇用管理責任者は、以下の事項の処理を担当するものを記載して下さい。

- ・建設労働者の募集・雇入れ及び配置に関すること。
- ・建設労働者の技能の向上に関すること。
- ・建設労働者の職業生活上の環境の整備に関すること。
- ・労働者名簿及び賃金台帳に関すること。
- ・労働者災害補償保険、雇用保険及び中小企業退職金共済制度その他建設労働者の福利厚生に関すること。

### 【専門技術者名】

土木一式工事を請け負った場合で、土木以外の専門技術が必要な分野（建設・機械・電気等）の工事内容がある場合、有資格者の名前を記載する。

特に、「10年以上の実務経験」の場合の資格証明は、雇用している会社の証明が必要で、かつ「実務経験」の履歴書の添付（実務経験証明書）が必要です。

### 【資格内容】

専門分野における専門技術者が必要な資格を記載する。

「例」

鉄筋工事の場合、1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（躯体）若しくは技能検定（鉄筋組立作業）又は技能検定（鉄筋施工図作成作業）に合格した者

### 【担当工事内容】

専門技術者が担当する工事内容を記載する。

「例」

鉄筋施工管理

記入要

建設業法・雇用改善法等に基づく(再下請負通知書様式) 三次は二次に、二次は一次に、一次は元請にとそれぞれが上位の業者に順次再下請負通知書を提出する。(記載例は、一次から元請)

【報告下請負業者】

株式会社 島谷建設

〒770-0937

所長 登家 由光 殿

住所 徳島市富田橋7丁目-8

TEL 088-623-

直近上位の  
注文者名 株式会社 島谷建設

FAX 088-623-

会社名 株式会社 阿部建設

《自社に関する事項》

代表者名 阿部 康夫 (印)

《下請負人に関する事項》

会社名	有限会社 松浦組	代表者名	松浦 宗雄
住所	〒771-3421 名西郡神山町下分32-1		
電話番号	TEL 088-677-		
工事名称	徳島総合管理センター新築工事		
工事内容	重機土工事：掘削 m3 盛土 m3 残土処分 m3		
工期	自平成16年2月1日 至平成16年4月3日	契約日	平成16年1月24日

工事名称	徳島総合管理センター新築工事		
工事内容	重機土工事：掘削 m3 盛土 m3 残土処分 m3		
工期	自平成16年2月1日 至平成16年4月3日	注文者の 契約日	平成16年1月20日

工事内容を忘れずに  
発注条件書、注文書に示した工事内

建設業の許可	施工に必要な許可業務 土木・土工 工業業 とび・土木	許可番号 大臣 特定 (知事) (一般) 9第2346号	許可(更新)年月日 平成15年8月11日
--------	----------------------------------	------------------------------------	-------------------------

建設業の許可	施工に必要な許可業種 土木・土工 工業業 とび・土工	許可番号 大臣 特定 (知事) (一般) 9第1234号	許可(更新)年月日 平成15年6月15日
工事内容と許可業種 が整合しているかを確	工業業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日

元請工期と一致する必要はない

現場 代理人名	杉野 陽一
権限及び 意見申出方法	文書による
主任 技術者名	専任 杉野 陽一 非専任
資格内容	大学 土木工学科 6年経験

安全衛生 責任者名	杉野 陽一
安全衛生 推進者名	松浦 鉄平
雇用管理 責任者名	松浦 真一
専 門 技術者名	
資 格 内 容	
担 当 工 事 内 容	

1人の兼務でよい、  
但し専任(常駐する人)

監督員名	発注者から指名ある場合記載 (施工部と打合せ)		安全衛生 責任者名	林 大輔
権限及び 意見申出方法			安全衛生 推進者名	林 本広
現場 代理人名	林 大輔		雇用管理 責任者名	阿部 博夫
権限及び 意見申出方法	書面による		専 門 技術者名	主任技術者の資格で施工できない 専門工種の担当者
主任 技術者名	専任 林 大輔		資 格 内 容	専任した場合の必要資格 及び専門工種
資格内容	主任技術者、専任技術者」3の中から記入、例えば「二級土木施工管理技士」「10年以上の実務経験」など		担 当 工 事 内 容	

契約金額が2,500万未  
満の場合は非専任で可

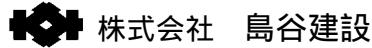
[ 主任技術者、専門技術者の記入要領 ]

- 主任技術者の配属状況について[専任・非専任]のいずれかに 印を付すこと。
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)  
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。

(記入要領)

- 報告下請負業者は直近上位の注文者に提出すること。
- 再下請負契約がある場合は《再下請負契約関係》欄(当用紙の右部分)を記入するとともに、次の契約書類(金額の記載は不要)の写しを提出する。なお、再下請が複数ある場合は、《再下請負契約関係》欄をコピーして使用する。  
契約書、注文書・請書等 下請基本契約書
- 一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された書類とともに、下請負業者編成表を作成の上、元請に届出ること。
- この届出事項に変更があった場合は直ちに再提出すること。
- 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)  
経験年数による場合  
1) 大学卒[指定学科] 3年以上の実務経験  
2) 高校卒[指定学科] 5年以上の実務経験  
3) その他 10年以上の実務経験  
資格等による場合  
1) 建設業法「技術検定」 2) 建築士法「建築士試験」 3) 技術士法「技術士試験」  
4) 電気工事士法「電気工事士試験」 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」  
6) 消防法「消防設備士試験」 7) 職業能力開発促進法「技能検定」





作業所名 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ 会社名 \_\_\_\_\_  
 所 長 \_\_\_\_\_ 殿 代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

### 中小事業主・一人親方等就労届

貴工事事務所における当社受注工事を施工するため下記の中小事業主・一人親方等を使用しますので報告します。

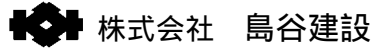
尚、工事の施工・労務安全管理については充分監督指導を行い万全を期しますと共に万一労災事故等を発生した場合は責任をもって解決し、貴社に一切の迷惑をかけません。

記

どちらかに を記入

会社名	住 所	労災特別加入労働保険番号	労災上積補償加入有無	下請・再下請の区分
事業主・親方名	使用予定期間	委託事務組合名	補償金額	
株式会社 建設	徳島市	号	有 ・ 無	下 ・ 再
	年 月 ~ 年 月	組合	¥	
			有 ・ 無	下 ・ 再
			有 ・ 無	下 ・ 再
			有 ・ 無	下 ・ 再
			有 ・ 無	下 ・ 再
			有 ・ 無	下 ・ 再
			有 ・ 無	下 ・ 再

(注) 労災特別加入申請書(写)及び労災上積補償加入証書(写)を添付すること。



作業所名 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ 会社名 \_\_\_\_\_  
 所 長 \_\_\_\_\_ 殿 代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

### 労災上積補償保険加入報告書

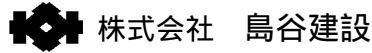
貴工事事務所における当社受注工事の施工にあたり法定外補償保険の加入状況を下記により報告します。

#### 記

保険会社名	保険
保険適用範囲	1. 直僱労働者のみ 2. 下請労働者を含む
加入期間	年 月 日 ~ 年 月 日
保険支払条件	1. 死 亡 ( 千円) 2. 障害 1 ~ 3 級 ( 千円) 3. ( 千円)

(注)

1. 「保険適用範囲」欄は該当する番号を でかこむこと。
2. 労災上積補償加入証書(写)を添付すること。



作業所名 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ 会社名 \_\_\_\_\_  
 所 長 \_\_\_\_\_ 殿 代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

作業主任者・作業指揮者報告書

作 業 区 分	氏名	所属会社名
地山の掘削作業主任者	正	( 建設株式会社 )
	副	( 建設株式会社 )
土止め支保工作業主任者	正	( )
	副	( )
型枠支保工作業主任者	正	( )
	副	( )
足場の組立等作業主任者	正	( )
	副	( )
有機溶剤作業主任者	正	( )
	副	( )
玉掛作業有資格者	正	( )
	副	( )
車輦系建設機械運転の有資格者	正	( )
	副	( )
第一種 酸素欠乏危険作業主任者	正	( )
	副	( )
	正	( )
	副	( )
	正	( )
	副	( )
	正	( )
	副	( )
	正	( )
	副	( )

正 副 必ず記入